令和８年（フ）第１２７４号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷803番地19
債務者　中島　海翔
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第２６４号
金沢市大桑町平１番地１　県営住宅３棟207号、従前の住所石川県白山市手取町シ５番地１　トゥインクル203号室
債務者　成田　昭淳
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７０号
徳島県徳島市南二軒屋町新開1207番地の５　クレブランド二軒屋Ｎｏ１　201号、旧住所徳島県徳島市城南町一丁目９番45―102号　タウンコートＡ
債務者　菖蒲　栄治
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７１号
徳島県徳島市南二軒屋町新開1207番地の５　クレブランド二軒屋Ｎｏ１　201号
債務者　菖蒲　功一
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０７号
佐賀県鳥栖市曽根崎町1427番地６、前住所福岡市城南区長尾１丁目３番31―101号　Ｄ―ｒｏｏｍ夏目
債務者　冨永　侑暉
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５９号
佐賀県鳥栖市宿町1131番地１　カーサ野添Ｉ―204、前住所佐賀県鳥栖市今泉町2152番地３　市営鳥栖南部団地アパート18―２
債務者　石田　絵美
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２６６号
佐賀県三養基郡上峰町大字江迎1307番地２
債務者　牟田　　浩
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２７２号
佐賀県神埼市神埼町的277番地
債務者　武田　栄子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０１号
佐賀県杵島郡白石町大字深浦98番地３
債務者　樋口　真弓（旧姓中里）
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第６２号
佐賀県唐津市旭が丘14番27号　ひまわり荘102号、前住所長崎県松浦市調川町下免362番地
債務者　岸田あや子
1　決定年月日時　令和８年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

令和８年（フ）第４６号
熊本県八代市古閑上町130番地
債務者　山口　裕二
1　決定年月日時　令和８年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第１５５号
宮崎県日向市大字財光寺3612番地２　県営住宅三ツ枝Ｂ団地53―１棟110号、前住所宮崎県日向市大字富高276番地１　市営小松崎住宅１棟15号
債務者　木村　義幸
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１５７号
宮崎県日向市大字財光寺657番地　メイプルハウス桃木205号
債務者　黒木　昌代（旧姓兒玉）
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第１５８号
宮崎県延岡市塩浜町２丁目1874番地２
債務者　松林　祐司
1　決定年月日時　令和８年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第９５６号
京都市左京区岩倉長谷町647番地　府営岩倉長谷団地３棟405号
債務者　横澤由美子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９６５号
京都府長岡京市天神１丁目３番25―305号　ロワール
債務者　ＣＲＡＹＯＮ　ＷＯＲＫＳこと　久堀　香
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９７１号
京都府木津川市木津奈良道46番地１　クリーンハイツオンリーワン413
債務者　巖　　清広
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係